

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農管 第3号
2	工 事 名	明治新田3号排水機場2号主ポンプ設備復旧工事
3	工 事 場 所	八代市日奈久新開町
4	工 種	設備修繕工事
5	工 事 概 要	2号主ポンプにおいて、モーターの回転が主軸に伝わっていないことが判明したため、分解整備及び消耗品・部品の交換を実施するもの。
6	契 約 金 額	¥29,150,000
7	契 約 日	令和8年2月16日
8	工 事 期 間	令和8年2月16日 ～ 令和8年12月25日
9	請 負 業 者	住 所 熊本市南区近見八丁目14番1号 商号又は名称 (株) ドゥプロジェクト 代 表 者 代表取締役 門岡浩信

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

明治新田3号排水機場は、八代南部地区における湛水防除の一旦を担う排水機場(水中ポンプ2台、0.3m³/s)である。

本工事は、明治新田3号排水機場で発生した突発事故により、稼働できなくなった2号ポンプ設備の復旧工事を行うものであり、早急な復旧を要するものである。

明治新田3号排水機場においては、株式会社西島製作所の水中ポンプを設置しており、ポンプの分解及び部品再作成については製作者である株式会社西島製作所またはその代理店である株式会社ドゥプロジェクトでなければできない特殊な技術を要するものである。

しかし、株式会社西島製作所九州支店については、現在施工中である八代南部排水機場3号ポンプ設備復旧工事及び八代南部排水機場2号ポンプ設備復旧工事に人員を割いており、早急な対応が不可能であると回答があったため、速やかなポンプ復旧に対応可能な業者は株式会社ドゥプロジェクトのみである。

また、本工事ではシャフト等の一部部品を製造する必要があり、上記以外の業者ではポンプ設計内容が把握できないことから、部品の製造・整備が出来ない。

したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月12日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 第 号
2	工 事 名	泉地域福祉センター屋根改修工事
3	工 事 場 所	八代市八代市泉町下岳2974番地
4	工 種	屋根改修工事
5	工 事 概 要	防水工事 他
6	契 約 金 額	¥21,945,000
7	契 約 日	令和8年2月26日
8	工 事 期 間	令和8年2月26日 ～ 令和8年7月31日
9	請 負 業 者	住 所 八代市弥生町15-7 商号又は名称 (株)豊岡組 代 表 者 代表取締役 豊岡崇志

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

当該工事については、建築一式の格付B級により指名競争入札に付したが全者辞退により入札不調となり、再度、仕様を変更し、同一業者による指名競争入札に付したが、それでもなお入札不調となったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月12日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農整災 第38号
2	工 事 名	中片町排水路災害復旧工事(R7災第602-222号)
3	工 事 場 所	八代市中片町
4	工 種	排水路工事
5	工 事 概 要	施工延長L=44.1m、柵渠水路工L=44.1m
6	契 約 金 額	¥2,981,000
7	契 約 日	令和8年2月27日
8	工 事 期 間	令和8年2月27日 ～ 令和8年5月26日
9	請 負 業 者	住 所 八代市本野町1737 商号又は名称 浜田建設(有) 代 表 者 代表取締役 濱田昭二

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

当該工事は、土木一式の指名競争入札に付したが、全社辞退により入札不調となった。災害復旧工事であり再度入札に付する基幹的余裕がないことから、地方自治法施工令第167条の2第1項第8号を適用し、随意契約するものである。

なお、見積徴収相手方については、地理的要因より旧市内に本店を有する入札に参加していない残りの格付C級全事業者(12社)に対応の可否について確認したところ、1社のみ対応可能であったため、以下の1者を選定する。

見積徴収業者:浜田建設(有)

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月12日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農管 第4号
2	工 事 名	八代南部排水機場1号ポンプ設備復旧工事
3	工 事 場 所	八代市日奈久新開町
4	工 種	設備修繕工事
5	工 事 概 要	
6	契 約 金 額	¥84,502,000
7	契 約 日	令和8年2月27日
8	工 事 期 間	令和8年3月2日 ～ 令和8年7月31日
9	請 負 業 者	住 所 福岡市中央区渡辺通2-1-82 商号又は名称 (株)西島製作所 九州支店 代 表 者 支店長 牧野博隆

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

八代南部排水機場は、受益面積900haとする地域の湛水防除を担う排水機場(ポンプ4台、40m³/s)である。

本工事は、八代南部排水機場で発生した突発事故により、稼働できなくなった1号ポンプ設備の復旧工事を行うものであり、令和8年度出水期中の復旧を要するものである。

故障した部品は水中メタル・メタルスリーブといった横軸斜流ポンプのメインとなる部品であり、破損するとポンプが稼働不可に陥るものである。復旧にあたり、交換が必要な機器や部品については、精密な検査体制が整備されたポンプ設備メーカーの工場にて部品を検査のうえ、早急に修繕計画(部品の調達・製作等)や再発防止策(部品の改良等)を維持管理者(所管課)へ提案し、復旧工事を実施する特殊な業務である。

故に、当該ポンプ設備を施工(製造)していない事業者は、当該ポンプ設備の設計内容を詳細に把握していないことから、部品の製造・整備及び本復旧工事ができない。

さらに、当該ポンプ設備を施工(製造)した事業者でなければ、機能保証が受けられず、突発的なポンプ設備の故障の際、緊急対応が出来ずに長期間運転が停止する恐れがある。大雨時にもかかわらず排水ポンプの運転ができない場合は農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

以上の理由により、本件は、施工(製造)業者にしかできない特殊な業務及び特定の者でなければ納入することのできないものとなり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該ポンプ設備を施工(製造)した株式会社西島製作所九州支店と随意契約を行うものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月12日